税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

# 死亡届に関連するおもな手続き

## 亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

| | 亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください | | 手続き | 必要なもの | 受付窓口 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保険年金 | A. 国民健康保険に加入している（74 歳以下）<br>または世帯員が国民健康保険に加入している世帯主 | | 資格確認書の返還<br>送付先の変更（必要な場合） | ・故人の資格確認書<br>・故人及び世帯主の<br>マイナンバーが確認できるもの<br>・委任状（代理の場合） | 保険年金課<br>（１Ｆ 黄色⑦番）<br>0986-23-2642 |
| | B. 後期高齢者医療制度に加入している（75 歳以上）<br>または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している | | 資格確認書の返還<br>送付先の設定（高額療養費等） | ・故人の資格確認書 | |
| | A・B共通 | →葬祭を行った場合 | 葬祭費の支給申請 | ・喪主の口座が確認できるもの | |
| | | →還付金がある場合 | 振込口座の指定 | ・振込口座の確認できるもの | |
| | | →各種認定証を持っている場合 | 各種認定証などの返却 | ・限度額適用認定証<br>・標準負担額減額認定証<br>・特定疾病療養受療証 など | |
| | 国民年金を受給している | | ・未支給年金/未支払給付金の請求<br>・死亡の届出<br>・遺族年金の申請 | 受付窓口でお尋ねください。 | 保険年金課(１Ｆ 黄色⑥番)<br>0986-23-2629 |
| | 国民年金（１号）に加入している | | 寡婦年金の申請<br>死亡一時金の請求<br>遺族年金の申請 | 受付窓口でお尋ねください。 | |
| 高 齢 | 65 歳以上の方<br>または 40 歳以上６４歳以下で介護保険の資格を有していた方 | | 還付請求<br>送付先の変更<br>高額介護サービス費等給付費の申請（該当者のみ） | ・被保険者証または資格者証<br>・相続人代表者の口座が確認できるもの<br>・負担割合証<br>・負担限度額認定証<br>・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 | 介護保険課<br>（１Ｆ オレンジ色７番）<br>0986-23-2114 |
| 障がい | 障がいの手帳を持っている | | 手帳の返還等の手続き | 受付窓口でお尋ねください。 | 障がい福祉課<br>（１Ｆ 水色６番）<br>0986-23-2980 |
| | 特別児童扶養手当<br>障害児福祉手当 を受給している<br>特別障害者手当 | | 振込口座の変更等の手続き | | |
| | 経過的福祉手当を受給している | | 資格喪失等の手続き | | |
| | 自立支援医療費助成 を受けている<br>（精神通院、更生医療、育成医療） | | 資格者証の返還等の手続き | | |
| こども | 児童手当を受給している<br>児童扶養手当を受給している | | 振込口座の変更等の手続き | 受付窓口でお尋ねください。 | こども政策課<br>（１Ｆ 緑色３番）<br>0986-23-2684 |
| | 寡婦医療費助成 を受けている<br>養育医療費助成 | | 資格者証の返還等の手続き | | |
| | 保育園等に入園している<br>園児がいる | 児童が亡くなったとき | 園に連絡している場合は、手続きは不要です | | 保育課(２Ｆ 黄緑色 13 番)<br>0986-23-4894 |
| | | 世帯員が亡くなったとき | 支給認定内容の変更 | | |

## 亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 税料金 | 市県民税、軽自動車税、固定資産税に未納がある | 納税相談 | | 納税管理課(２Ｆ 灰色 11 番)<br>0986-23-2126 |
| | 市県民税・軽自動車税が課税されている | 市県民税等に関する書類の送付先の指定 | | 市民税課(２Ｆ 青色 12 番)<br>0986-23-2123 |
| | 原動機付自転車（125cc 以下）、小型特殊自動車（農耕用・その他）を持っている | 名義変更または廃車 | ナンバープレート（廃車の場合）<br>※軽自動車については軽自動車検査協会宮崎事務所、125 ccを超えるバイクについては九州運輸局宮崎運輸支局での手続きが必要です | 市民税課(２Ｆ 青色 12 番)<br>0986-23-2123<br>軽自動車検査協会宮崎事務所<br>050-3816-1760<br>九州運輸局宮崎運輸支局<br>050-5540-2088 |
| | 固定資産を持っている（土地、家屋、償却資産） 単独名義 | 固定資産税納税通知書等の送付先変更 | | 資産税課(２Ｆ 紫色 10 番)<br>0986-23-2124 |
| | 共有名義（代表者） | 共有代表者の変更 | | |
| | 他者名義の固定資産税に係る書類等の送付先になっている | 固定資産税納税通知書等の送付先変更 | | |
| | 他者名義の固定資産の相続人代表者になっている | 相続人代表者の申告 | | |
| | 未登記家屋を持っている | 未登記家屋納税義務者の変更 | 受付窓口でお尋ねください。 | |
| | 上下水道の契約者となっている | 使用中止、名義変更、送付先変更 | | 上下水道局 お客様センター<br>0986-23-4510 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| その他 | 印鑑登録をしている | 印鑑登録証の返還 | | 市民課(１Ｆ ピンク②番)<br>0986-23-2128 |
| | 市営墓地を使用している | 使用権の承継 | ・承継人の住民票（本籍・続柄のあるもの）※承継人が市内在住者の場合は不要<br>・承継人と故人の関係が確認できる書類（戸籍謄本など） | 環境政策課(北別館３Ｆ)<br>0986-23-2130 |
| | 市営墓地の使用を希望する | 墓地使用の相談 | | |
| | 犬を飼っている | 犬の登録事項変更 | ・犬の登録鑑札 | |
| | 市営住宅に入居している | 明渡しの届出など | 受付窓口でお尋ねください。 | 住宅施設課（３Ｆ）<br>0986-23-2091 |
| | 地域森林計画の対象森林を所有している | 森林の土地の所有者届出 | 相続人による手続きが必要<br>・森林の土地の位置を示す地図<br>・登記事項証明書等、土地の権利を取得したことが確認できる書類 | 森林保全課(北別館３Ｆ)<br>0986-23-2152 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| その他 | 農地を持っている | 農地の相続 | ・権利移動が確認できる書類<br>（登記識別情報通知等の写し）<br>※法務局での相続登記が完了した後の手続きです。 | 農業委員会（４F）<br>0986-23-7868 |
| | 宮崎県農業振興公社（中間管理機構）に農地を貸付している | 賃貸人変更の申出 | ・賃貸料振込口座の確認できるもの<br>・届出者の印鑑 | |
| | 宮崎県農業振興公社（中間管理機構）から農地を借受している | 賃借人変更の申出 | ・賃借料引落し口座の確認できるもの<br>・銀行の届出印<br>・口座振替依頼書（３枚複写）<br>・届出者の印鑑 | |

## ご家族に関する届出・申請

| ご家族があてはまるものについてご確認ください | 手続き | 必要なもの | 受付窓口 |
|---|---|---|---|
| 住所戸籍 故人が世帯主で、残る世帯員が二人以上の場合 | 世帯主変更届出 | | 市民課(１F ピンク②番)<br>0986-23-2128 |
| 保険年金 健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方 | 国民健康保険の加入（74 歳以下）<br>※資格喪失日から 14 日以内 | 加入していた健康保険の資格喪失証明書 | 保険年金課(１F 黄色⑦番)<br>0986-23-2642 |
| | 国民年金の加入<br>（20 歳～59 歳までの配偶者）<br>※資格喪失日から 14 日以内 | | |
| 国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方 | 新しい資格確認書の交付<br>（後日郵送） | 変更前の資格確認書 | |
| 受けられる年金給付がないか、確認とご相談 | ・遺族基礎年金<br>（子のある妻、または子）<br>・国民年金寡婦年金<br>（60 歳～64 歳の妻）<br>・国民年金死亡一時金　など | ※受付窓口でお尋ねください | 保険年金課(１F 黄色⑥番)<br>0986-23-2629 |
| こども その他 お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談 | ひとり親家庭等医療費助成 | ※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、受付窓口でお尋ねください | こども政策課(１F 緑色３番)<br>0986-23-2684 |
| | 児童扶養手当 | | |
| | 保育園 | | 保育課(２F 黄緑色 13 番)<br>0986-23-4894 |
| 寡婦等医療費助成制度の相談 | ※受付窓口でお尋ねください | | こども政策課(１F 緑色３番)<br>0986-23-2684 |


# 都城市役所

〒885－8555
都城市姫城町６街区 21 号

市役所代表電話
0986-23-2111

開庁時間　午前 8 時 45 分 ～ 午後 4 時 30 分
（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

市 HP


幸せ上々、みやこのじょう
日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

手続きチェックシート

# おくやみ

## 心よりお悔やみ申し上げます

## 死亡届

死亡の事実を知った日から **7 日以内に**届出してください

- 死亡届の届出人は、
  1. 親族（6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族）
  2. 同居者
  3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています
- 窓口に来られる方は、葬祭事業者など使者でも構いません
- 届出に必要なもの
  - ・死亡届と死亡診断書（死体検案書）
    （届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています）
  - ・斎場使用料 ※亡くなられた方の死亡時の住所で異なります

## 火葬許可証・斎場利用許可書を発行します

斎場に火葬許可証及び斎場利用許可書を必ずお持ちください
火葬許可証等と一緒に**「おくやみハンドブック」**をお渡しします

## 死亡に関連する各種手続き

本庁市民課の**「おくやみ窓口」**へお越しください
※事前に**「おくやみハンドブック」**で手続きに必要なものをご確認ください

忘れずにお持ちください

## 「おくやみ窓口」の案内

- ・おくやみ窓口は、ご遺族からの聞き取りなどを通して、亡くなった方に関する市役所内でのお手続きを案内する窓口です
- ・各課の手続き案内書と申請書をまとめて作成してお渡ししますので、該当する担当課窓口でお手続きをお願いします

## 必要なもの

### <本人確認書類>

市役所で手続きの際は、手続きされる方の本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします

**<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの>**

**１点で本人確認できるもの**

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・障害者手帳　など

**確認に２点が必要なもの**

- ・資格確認書　　・年金手帳
- ・介護保険証　　・都城市バス券
- ・顔写真付きの社員証　・学生証　など

### <金融機関口座（ご遺族の方名義）>

・通帳またはキャッシュカード

各窓口で後期高齢者医療保険料や介護保険料などの還付金が発生した場合の、振り込み先の金融機関口座を確認します